

富士宮市立学校給食センター
調理及び配送業務委託

募集要項

令和8年4月

富士宮市

富士宮市立学校給食センター調理及び配送業務委託募集要項

1 募集要項等の定義

富士宮市（以下「市」という。）では、富士宮市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）で実施する、富士宮市立学校給食センター調理及び配送業務を民間事業者へ委託する。業務委託事業者の決定に当たっては、これまでの業務実績や経営能力、高い技術力等を活用することにより、業務委託の安全性、効率性及び経済性を確保するため、プロポーザル方式により選定する。

この募集要項は、業務委託に係る募集に関して必要な事項を定める。

なお、この募集要項に併せて配布する、後述の6(2)の資料もこの募集要項と一体の資料とし、これら全ての資料を含めて「募集要項等」と定義する。

2 業務の基本的な考え方

この業務は、富士宮市全域の小学校21校及び中学校13校の給食調理及び配送を一元的に行う学校給食の業務であり、学校給食衛生管理基準（文部科学省：平成21年4月1日施行）、大量調理施設衛生管理マニュアル等を遵守するとともに、HACCP（Hazard Analysis Critical Control Point：危害分析重要管理点）の概念を取り入れた、安全安心な給食を効率的に提供する。

また、民間活力による高い経営能力をもって、施設の維持管理コストの縮減に取り組むものとする。さらに、食育の推進にも積極的に取り組むことで「食」を通じたまちづくりの拠点施設として、効率的な施設の管理運営を行う。

3 施設・業務の概要

(1) 業務名 富士宮市立学校給食センター調理及び配送業務

(2) 業務実施場所及び施設等の概要

施設名	富士宮市立学校給食センター
所在地	富士宮市北山5186番地の1
開設年月日	平成29年4月1日
建物構造	鉄骨造2階建
敷地面積	11,469.88㎡
建物床面積	1階3,234.61㎡ 2階1,318.67㎡ 別棟等437.75㎡ 合計4,991.03㎡
調理方式	完全ドライシステム（床を常に乾いた状態に保ち、はね水による二次汚染の防止や場内の湿度を低く保つことで、細菌の繁殖を抑え、食中毒の発生要因を最小限にする方法。）
調理最大能力	13,000食/日
調理食数	約10,000食/日（令和7年度末現在）
給食実施日数	年間 191日（予定）
給食内容等	・小、中学校完全給食 34校（小学校21校、中学校13校）へと配送 ・副食3献立（小学校2献立・中学校1献立）・1回転調理 ・主食（米飯、パン、麺）、牛乳、デザート等は、別業者が調理加工の上、直接学校に配送。ただし、小規模校1校は給食センターから配送する場合あり

食物アレルギー除去食対応	最大：100人分/日 アレルギー食対応室にて調理 令和7年度末現在 27人分対応 除去食物：卵・乳・小麦（ピーナッツ・くるみ・えび・かに・そば提供なし） 専用個別容器、専用食器、移し替え用スプーンを一緒に袋に入れ、専用カゴに入れて配送。袋には学校名・クラス名・氏名を明記
使用食器	個別食器：飯椀、汁椀、大皿（深皿・浅皿） 材質：PEN樹脂 ：トレイ 材質：FRP

(3) 業務内容の概要

- ① 食材等の検収と保管業務
- ② 調理業務（食物アレルギー除去の調理を含む。）と保存食管理業務
- ③ 配缶業務とコンテナへの積込業務
- ④ 配送回収業務（配送車両の手配と維持管理）
小、中学校34校へ指定された時間までに給食及び食器類の配送を行う。給食終了後、食器類及び残渣等の回収を行う。
- ⑤ 食器、器具類の洗浄・消毒及び保管並びに日常点検業務
- ⑥ 施設・設備の管理及び清掃並びに日常点検業務
（給食食材受入れから、調理、配送、回収の一連の場所すべて）
- ⑦ 残菜及び厨芥の集積・処理業務（敷地内の所定の場所までの搬出）
- ⑧ 廃棄物等の分別処理業務
- ⑨ グリーストラップ内清掃業務
- ⑩ 衛生管理業務

なお、詳細な業務内容については、後述の業務委託仕様書中、[業務区分]1業務内容を参照のこと。

(4) 委託期間及び契約の特記事項

- 委託期間
契約日の翌日から令和14年3月31日まで
- 契約の特記事項
契約日の翌日から令和9年3月31日までは、調理及び配送業務作業基準の作成など、給食業務を遅滞なく開始するための準備期間とし、この間の委託料の支払は無いものとする。

4 プロポーザルの概要

(1) プロポーザルの名称

富士宮市立学校給食センター調理及び配送業務委託プロポーザル

(2) プロポーザルに係る日程（予定）

日程は次のとおりとする。ただし、書類の受付等は、富士宮市の休日を定める条例（平成2年8月28日富士宮市条例第14号）第1条第1項に規定する富士宮市の休日には行わない。

	項目	期間
①	手続き開始の公告	令和8年4月24日(金)
②	応募資格審査申請書提出期限	令和8年5月15日(金)午後4時まで

③	応募資格結果通知書の交付	令和8年5月28日(木)
④	現場見学申込期限	令和8年6月3日(水)午後4時まで
⑤	現場見学	令和8年6月10日(水)
⑥	質疑書受付期限	令和8年6月12日(金)午後4時まで
⑦	質疑回答	令和8年6月19日(金)
⑧	審査書類提出期限	令和8年6月30日(火)午後4時まで
⑨	1次審査結果通知書の交付	令和8年8月5日(水)
⑩	2次審査プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年8月24日(月)
⑪	2次審査結果通知書の交付	令和8年8月31日(月)
⑫	業務委託契約	令和8年10月中

(3) 事務局

〒418-0112 静岡県富士宮市北山5186番地の1

富士宮市教育委員会 富士宮市立学校給食センター（以下「事務局」という。）

TEL 0544-59-2131 FAX 0544-58-8311

Eメール e-kyushoku@city.fujinomiya.lg.jp

(4) その他

プロポーザル関係資料の作成、提出、ヒアリング等に係る一切の費用は、プロポーザルに応募しようとする者（以下「応募者」という。）の負担とする。

応募者から提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属するが、採用した提案書等の著作権については、市に帰属するものとする。

5 応募資格

応募者は、学校給食法の目的を理解し、教育の一環として子ども達のために、安全で安心して美味しい学校給食の提供が円滑に実施できる事業者であり、次に掲げる全ての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- (3) 参加資格審査申請書提出時において、市から指名停止を受けていないこと。
- (4) 市の令和8・9年度製造・物品購入・役務提供等の競争入札参加資格登録をしていること。また、市と受託者との連絡・調整等が速やかに行えるよう、静岡県内に本社、支社又は営業所のいずれかを有する事業者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 過去3年以内に、給食業務において食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業停止処分を受けていないこと。
- (7) 法人格を有し、本委託事業を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- (8) 学校給食共同調理場施設において、1日当たり3,000食以上の給食調理業務の受託実績を5年以上有している者、又はHACCPの認証を受けた調理施設で、1日当たり

3, 000食以上の調理業務の経験を5年以上有している者（令和7年度末現在）

(9) 業務従事者については、円滑に調理業務を行うとともに、安全で安心して給食を提供するため、学校給食調理及び配送業務の経験者等の雇用と地域雇用（市内に住所を有する者）を最大限配慮すること。

(10) 業務全般を管理監督するため、正社員で従事する者のうち、管理栄養士、栄養士及び調理師のいずれかの資格を有し、3年以上の学校給食又は大量調理施設における業務経験があり、学校給食業務全般に精通する者の中から、総括責任者1名専任で定めること。

調理業務について、正社員で調理に従事する者のうち、管理栄養士、栄養士及び調理師のいずれかの資格を有し、3年以上の学校給食又は大量調理施設における業務経験を有する者の中から、業務責任者（主任）を1名専任で定めること。また、管理栄養士、栄養士及び調理師のいずれかの資格を有し、3年以上の学校給食又は大量調理施設における業務経験を有する者の中から、業務副責任者（副主任）を1名以上定めること。調理従事者についても、学校給食等の集団給食業務能力が認められる者であること。

食物アレルギー除去食調理責任者については、正社員で調理に従事する者のうち、管理栄養士又は栄養士の資格を有し、2年以上の学校給食又は大量調理施設における業務及び食物アレルギー等の特別食対応の経験を有する者を2名以上専任で定めること。

食品衛生責任者については、正社員で従事する者のうち、管理栄養士、栄養士及び調理師のいずれかの資格を有し、2年以上の学校給食又は大量調理施設における業務経験を有する者を1名以上定めること。この場合、他業務と兼ねることができるものとする。

食材検収業務責任者については、正社員で調理に従事する者のうち、管理栄養士、栄養士及び調理師のいずれかの資格を有し、2年以上の学校給食又は大量調理施設における業務経験を有する者の中から、業務責任者を1名以上定めること。この場合、他業務と兼ねることができるものとする。

配送業務については、業務責任者（主任）1名を専任で定め、また、業務副責任者（副主任）1名以上、配送従事者を相当数配置すること。この場合、調理業務と兼ねることができるものとする。

(11) 市の令和8・9年度製造・物品購入・役務提供等の競争入札参加争入札参加資格登録をしている業者で、2者以内による特定業務委託共同企業体（調理・配送部門）としての参加を可能とする。

ただし、特定業務委託共同企業体参加の場合は、『富士宮市立学校給食センター調理及び配送業務における特定業務委託共同企業体の取扱について』に指定されている様式を提出すること。

(12) 製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入している者であること。

6 応募の手続き等

応募者は、募集要項に基づき、応募の意思を表明し、応募資格を得るものとする。

(1) 公表方法

本業務委託に関するプロポーザルの実施については、市のホームページにおいて公表する。

(2) 配布資料

① 富士宮市立学校給食センター調理及び配送業務委託 募集要項…本書

- ② 富士宮市立学校給食センター調理及び配送業務委託 様式集…資料1
- ③ 富士宮市立学校給食センター調理及び配送業務委託 仕様書…資料2
- ④ 富士宮市立学校給食センター調理及び配送業務委託共同企業体の取扱いについて…資料3
- ⑤ 募集要項中、16添付資料

上記①～⑤のプロポーザルに係る関係書類の配布方法は、市ホームページからのダウンロードを原則とする。なお、事前に事務局に確認の上、書面により交付することもできる。

(3) プロポーザル応募資格審査申請書等の提出

① 提出書類

ア プロポーザル応募資格審査申請書（様式第1号） 1部

イ 会社概要書（様式第2号） 1部

ウ 添付書類 各1部

- ・会社の沿革・組織がわかる書類（パンフレット等でも可）
- ・国税及び地方税の納税証明書（写し可）
- ・貸借対照表及び損益計算書（直近3期分）（写し可）
- ・契約書の写し等調理業務実績を有していることを証する書類
- ・生産物賠償責任保険証の写し
- ・欠格事項確認書（別紙）

エ 共同企業体により応募する場合 各1部

- ・共同企業体プロポーザル参加資格審査申請書
- ・共同企業体協定書
- ・委任状
- ・使用印鑑届
- ・共同企業体編成表

② 提出期限 令和8年5月15日（金）午後4時まで

(4) 提出方法

応募資格審査申請書（様式第1号）ほかの提出書類を、「プロポーザル応募資格申請書」と明記した封筒に入れ、持参または郵送（一般書留又は簡易書留）すること。ただし、郵送する場合は、前述の提出期限までに必着すること。

(5) 提出先 事務局

(6) 応募資格審査結果

応募者には、プロポーザル参加資格結果通知書（様式第3号）を、令和8年5月28日（木）に郵送またはメールにて交付する。

7 応募に当たっての留意事項

(1) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。なお、通貨単位は円とする。

(2) 提出書類の取扱い

提出された書類については、引き換え又は撤回できないものとし、採用・不採用にかかわらず返却しない。

(3) 配布資料の取扱い

市から配布される資料は、取扱いに注意するとともに、無断で応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

(4) 応募の無効

次のいずれかに該当するときは無効とする。

- ① 提出書類の不足及び記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ② 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ③ 著しく信義に反する行為があった場合
- ④ 虚偽の内容が記載されている場合

(5) 業務委託における契約上限額の公表

業務委託に係る契約予定金額の上限額は、下記のとおりとし、見積額はこの額以内で記入すること。

契約上限額	1, 738, 500千円
-------	---------------

これは、令和9年度から令和13年度の5か年度分の合計金額とし、取引に係る消費税及び地方消費税を含まない。

8 現場見学

給食センターの見学を希望する場合は受け入れる。ただし、募集要項等に対する説明等は実施しない。（感染症等の拡大状況によっては行わない場合がある。）

(1) 見学受入日

令和8年6月10日（水）（給食調理のない日）

見学の受入時間は、午前9時以降とし、1時間以内とする。

給食センター2階見学通路からの見学、外観確認とする。

(2) 留意事項

- ① 見学を希望する場合は、令和8年6月3日（水）午後4時までに現場見学申込書（様式第14号）により電子メール（事務局アドレス）で申し込むこと。
なお、当該申込みに関して電話による受信確認の連絡は受け付けるものとする。
- ② 見学の受入時間は、電子メール等で連絡する。
- ③ 参加人数は、1事業者につき2人までとする。
- ④ 募集要項等の配布はしないので、各自持参すること。
- ⑤ 現場見学では、募集要項等に関する質問は一切受け付けない。

9 質疑・回答

プロポーザルに関する質疑・回答は、次のとおり行うものとする。

(1) 質疑方法

質疑書（様式第13号）により、応募者からの電子メール（事務局アドレス）でのみ受け付けるものとし、質疑者へは受信確認の電子メールを返信する。

(2) 受付期限 令和8年6月12日（金）午後4時まで

(3) 質疑回答

質疑に係る回答は、市のホームページにて随時公開する。

(4) 回答期日 令和8年6月19日（金）

10 審査に関する提出書類等

応募資格を得た者（以下「提案者」という。）を対象に審査書類の提出を求める。提案者は、次により提出すること。

(1) 審査書類の提出

- ① 審査に係る提案書類提出書（様式第4号）
- ② 事業所の業務実績（様式第5号）
- ③ 業務従事者配置体制（様式第6号）
- ④ 学校給食に関する基本的な考え方（様式第7号）
- ⑤ 学校給食業務の円滑な遂行（様式第8号）
- ⑥ 衛生管理・危機管理（様式第9号）
- ⑦ 配送業務体制（様式第10号）

(2) 見積書の提出

- ① 見積書（様式第11号関係）は、正本一部を提出するものとする。
- ② 見積書作成に当たっては、仕様書に基づき作成する。
- ③ 見積金額欄には、5年間の合計額を記載し、年度ごとの経費明細書（様式第11号-1,2）を作成する。
- ④ 見積内容は、提案書等と同一のものとし、相違するものは認めない。
- ⑤ 見積書に記載する委託料の額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含まない金額とする。
- ⑥ 見積額が前記7(5)の「契約上限額」を超える場合、又は異常に少額であるなど本業務委託の適正な履行に支障があると判断したときは、失格とする場合がある。
- ⑦ 見積書は、他の審査書類と別にし、表面に「富士宮市立学校給食センター調理及び配送業務見積書」と明記した封筒に入れ、封緘の上、裏面に提案者の住所、商号又は名称及び氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を記載し、提出する。

(3) 提出期限 令和8年6月30日（火）午後4時まで

(4) 提出部数等

審査に係る提案書類提出書（様式第4号）に所在地及び提案者名等を記載したものを1部（審査書類を添え、左側2箇所ホッチキス綴じする。）とし、所在地及び提案者名等を一切記載していないものを10部（前述と同様）提出するものとする。

(5) 提出方法

提出期限までに直接持参するか、郵送（一般書留又は簡易書留）により提出すること。ただし、郵送する場合は、前述の提出期限までに必着すること。

(6) 提出先 事務局

11 審査の方法及び審査結果の公表

(1) 選定委員会

プロポーザルの審査は、富士宮市立学校給食センター調理及び配送事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、審査を実施する。

(2) 第1次審査

選定委員会は、提出された審査書類等に記載された内容について、富士宮市立学校給食センター調理及び配送事業者選定審査基準（以下「審査基準」という）（別表）により採点を行い、評価点により順位付けし、第1次審査として、上位5者以内を特定する。ただ

し、同じ得点の提案者が5者を超えている場合はこの限りではない。なお、提案者に対しては、審査結果通知書を令和8年8月5日（金）に郵送にて交付する。

(3) 第2次審査

選定委員会は、第1次審査で特定された者（以下「1次審査特定者」という。）を対象に、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施し、第1次審査と同様に審査基準に基づき採点及び評価する。

見積書については、第2次審査を実施する際に開封し、第2次審査による企業評価点・技術力評価点（以下「技術点」という。）と価格点を合計した、総合評価点が最も高い者（以下「最優秀者」という。）及び次点者を特定する。

総合評価点が同点となる者が複数あった場合は、価格の低い者を最優秀者とする。また、価格も同額であった場合は、くじにて最優秀者を決定する。

なお、第2次審査は令和8年8月24日（月）に、以下のとおり実施するものとし、会場や時間、実施内容等詳細事項は後日通知する。

【実施方法】

- ① 1次審査特定者の担当者（説明者等）は4名までとし、総括責任者の出席は必須とする。
- ② ヒアリング等の内容は、1次審査特定者からの提案書類を補足する説明及び選定委員からの質疑とする。
- ③ 提出された「プロポーザル提案書類」前項(1)②から⑦の項目について、説明の際にプロジェクトターで表示する。

(4) 審査結果の通知

選定委員会において審査した結果について、1次審査特定者に対し、審査結果通知書を令和8年8月31日（月）に郵送にて交付するものとする。なお、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(5) 第2次審査結果の公表

審査の結果は、市ホームページにおいて公表するものとする。

(6) 参加辞退

このプロポーザルへの参加を辞退しようとするときは、辞退届（様式第12号）を市に提出すること。

12 最優秀者の取扱い

- (1) 市は、最優秀者と業務委託を予定するものとし、その際、特定された最優秀者はあらかじめ見積書を提出するものとする。
- (2) 最優秀者が、地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合、または市から指名停止措置を受けることとなった場合には、その者とは契約の締結を行わない。この場合は、次点の者と業務委託の契約交渉を行うこととする。
- (3) 市は、業務委託の契約締結後においても、13失格事項又は不正と認められる行為が判明したときは契約を解除できるものとする。

13 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。なお、1次及び2次審査における特定後に判明した場合も同様とする。

- (1) 提出書類の不足及び記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

- (2) 提出期間経過後に書類の提出があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 一の提案者が複数の提案を行った場合
- (5) 選定委員に対して質疑等の連絡を行った場合
- (6) その他本募集要項に違反した場合

14 リスク管理方針

業務委託契約締結後の市と受託者の主なリスク分担方針は次のとおりとする。これらは帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものである。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	受託者
業務の中止・延期に関するリスク	市の指示によるもの	○	
	受託者の業務放棄、破綻		○
不可抗力リスク	天災、暴動等による履行不能	○	
	感染症等による履行不能	○	
許認可リスク	業務の実施に必要な許認可取得の遅延等		○
計画変更リスク	業務内容の変更	○	
運営費上昇リスク	計画変更以外の要因による運営費用の増		○
施設既損傷リスク	受託者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
性能リスク	要求仕様不適合		○
調理事故・異物混入等に関するリスク	受託者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	

15 業務委託の継続が困難となった場合の措置

(1) 受託者の債務不履行の場合

受託者の責めに帰すべき事由により債務不履行となった場合又は不履行が見込まれる場合には、市は受託者に対して修復勧告し、一定期間内に修復策の提出及びその修復を求めることができるものとする。

受託者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は、契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができるものとする。

(2) 市の債務不履行の場合

市の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、受託者は契約を解除できるものとする。この場合において、受託者が契約を解除した場合、受託者は市に対し、これにより生じた損害賠償を請求できるものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により継続が困難となった場合、市及び受託者双方により業務委託の継続について協議するものとする。一定期間内に協議が整わないときは、相手方に対する事前の通知により、市又は受託者は、契約を解除できるものとする。

16 添付資料

- (1) 富士宮市立学校給食センター配置図
- (2) 富士宮市立学校給食センター平面図（1 F、2 F）
- (3) 小中学校別クラス数・給食数一覧
- (4) 小中学校位置図
- (5) 各小中学校別給食受入室配置図
- (6) 学校給食センター衛生管理マニュアル
- (7) 学校給食における食物アレルギー対応マニュアル

(別表)

富士宮市立学校給食センター調理及び配送事業者選定審査基準

評価項目		評価事項	評価方法	配点	
企業評価	1 事務所の業務実績	(1) 学校給食、HACCP 認証施設における業務実績	様式第 5 号の審査	1 0	2 0
		(2) 主要業務の実績		1 0	
	2 業務従事者配置体制	(1) 従事者の資格及び配置体制の適切性	様式第 6 号の審査	1 0	3 0
		(2) 雇用に関する考え方		1 0	
		(3) 従事者の教育・研修体制		5	
		(4) 地震、災害発生時の協力体制		5	
	3 学校給食についての基本的考え方	(1) 学校給食の教育的意義	様式第 7 号の審査	5	2 5
		(2) 学校給食業務に関する考え方		1 0	
		(3) 食育推進への取り組みに関する考え方		1 0	
	技術評価	4 学校給食業務の円滑な遂行	(1) 安定的な業務遂行	様式第 8 号の審査	2 0
(2) 調理業務従事者の定数管理について			2 0		
5 衛生管理・危機管理		(1) 学校給食における衛生管理について	様式第 9 号の審査	2 0	4 0
		(2) 学校給食における危機管理について		2 0	
6 配送業務体制		(1) 配送計画と車両管理	様式第 10 号の審査	5	5
小 計				1 6 0	

価格評価は、第 2 次審査の際に採点し評価に加える。

価格評価	7 価格評価	(1) 業務委託に必要な見積金額 (経費負担内訳)	様式第 11 号 関係の審査	3 0
総合評価点				1 9 0

評価に対する配点

評価	配点 5 点の場合	配点 10 点の場合	配点 20 点の場合
非常に優れている	5 点	9、10 点	17～20 点
優れている	4 点	7、8 点	13～16 点
普通である	3 点	5、6 点	9～12 点
不十分である	2 点	2、3 点	5～8 点
全く不十分である	0、1 点	0、1 点	0～4 点